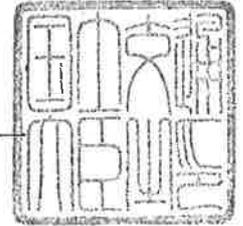


国海員第332号
平成30年2月15日

交通政策審議会
会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
石井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和42年法律第61号)第7条第1項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第300号

平成30年度船員災害防止実施計画について

諮問理由

平成30年度船員災害防止実施計画を別紙のとおり作成することについて、船員災害防止活動の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

平成30年度船員災害防止実施計画(案)

船員災害については、昭和43年度を初年度とする第1次船員災害防止基本計画(以下「基本計画」という。)以降、船舶所有者、船員及び行政機関等関係者のたゆまぬ努力により、発生人数、発生率ともに大幅に減少しているものの、近年はその減少割合が鈍化傾向にある。

平成28年度の船員災害発生率(職務上死亡及び職務上災害(休業3日以上)の年間百分率(※))を前年度と比較すると、死傷災害は前年度と同率の0.93パーセントとなった。これは、貨物船等及びその他の発生人数が前年度302人から281人に減少したものの、漁船の発生人数が304人から328人に増加したことによる。また、疾病は、漁船の発生人数が前年度の196人から216人に増加したが、漁船以外の発生人数が388人から354人に減少したため、前年度の0.89パーセントから0.87パーセントに減少している。なお、合計では1.80パーセントとなり、前年度の1.82パーセントから減少した。

(※) 各年度の船員法適用船員数(乗組員数)に占める死傷災害件数を百分率で示したもの

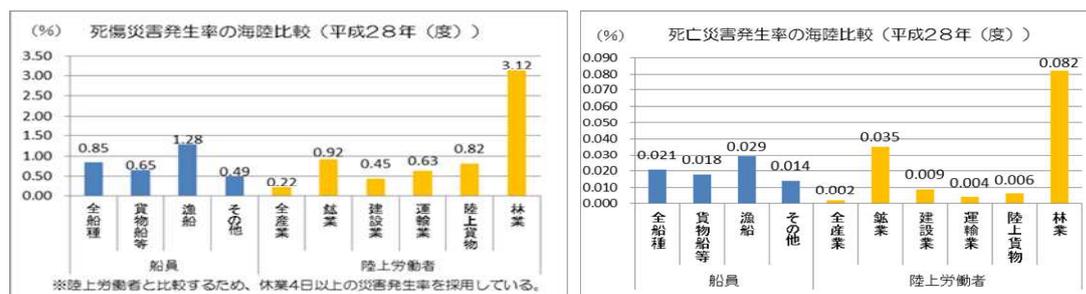
平成28年度船員災害発生状況

	合計	貨物船等			漁船	その他
		計	外航	内航		
合計	1.80% [0.02%減] (1,179人[11人減])	1.66% (455人)	1.00% (61人)	1.85% (394人)	2.23% (544人)	1.30% (180人)
死傷災害	0.93% [前年度同] (609人[3人増])	0.74% (204人)	0.38% (23人)	0.85% (181人)	1.35% (328人)	0.56% (77人)
疾病	0.87% [0.02%減] (570人[14人減])	0.92% (251人)	0.62% (38人)	1.00% (213人)	0.89% (216人)	0.74% (103人)

※「貨物船等」は、貨物船・油送船・LPG船・コンテナ船・旅客船を指し、「その他」は、官庁船・曳船・はしけ・起重機船・ガット船その他の船舶を指す。

()内は発生人数、[]内は前年度比

一方、船員災害発生率は、陸上労働者の災害発生率(歴年)と比較した場合、職務上災害(休業4日以上)、職務上死亡とともに依然として高いものとなっている。



船員災害により船員が休職・離職することは海運業及び漁業にとって人的資源の損失であり、また、船員災害の高い発生率は、若年者が安心して船員という職業を選択できない要因となるものである。

近年の少子高齢化に伴う船員不足や高齢船員の増加に対応し、船員の確保・育成を進め、海運業や漁業の持続的発展を目指すため、平成30年度を初年度とする第11次船員災害防止基本計画では、第10次船員災害防止基本計画の主要な対策を引き続き継続するとともに、労働時間、労働負荷の軽減による安全で魅力ある職場づくりやパワーハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保対策に取り組むこととする。

以上を踏まえ、船舶所有者、船員及び国や荷主等の関係者がそれぞれの役割分担の下、一体となって船員災害防止対策を積極的に推進するため、船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和42年法律第61号)に基づき、「平成30年度船員災害防止実施計画」を定める。

I 船員災害の減少目標

第11次基本計画期間(平成30年度～平成34年度)の死傷災害及び疾病の年平均発生率を、第10次基本計画(平成25年度～平成29年度)の年平均発生率と比較し、下記のとおり減少させる。

第11次基本計画の減少目標

○死傷災害の減少目標

- 貨物船等 : 14%減
- 漁 船 : 11%減
- 全 体 : 16%減

○疾病の減少目標

- 貨物船等 : 14%減
- 漁 船 : 11%減
- 全 体 : 13%減

○死傷災害の死亡及び行方不明者数について、2割減少させる。

※第11次基本計画の主要な対策

1. 労働時間、労働負荷の軽減
2. 作業時を中心とした死傷災害防止対策
3. 海中転落・海難による死亡災害防止対策
4. 漁船における死傷災害対策
5. 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病防止対策
6. 生活習慣病等の疾病防止対策
7. パワーハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保



基本計画で定めた船員災害の減少目標を達成するため、基本計画期間中に毎年度同程度減少を目指すこととし、平成30年度実施計画は、第11次基本計画の初年度であるところ、基本計画5カ年平均における減少目標を最終的に達成できるよう船員災害の減少目標を死傷災害及び疾病に区分して、次のとおりとする。

1. 死傷災害

死傷災害発生率の減少目標は、船種別に次のとおりとする。

○減少率の目標

- 貨物船等 : 2% 減
- 漁 船 : 3% 減
- 全 体 : 4% 減

※目標の数値は、次ページ予想値も含めた5年間の平均発生率を達成するために必要となる、平成29年度からの減少率

死亡及び行方不明者数について、第10次基本計画期間と比べ2割減少させる。

2. 疾 病

疾病発生率の減少目標は、船種別に次のとおりとする。

○減少率の目標

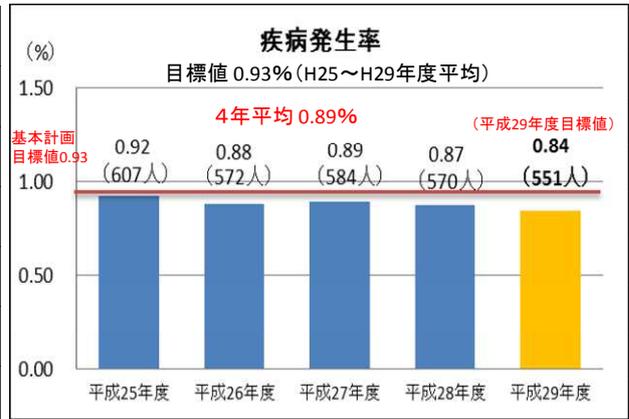
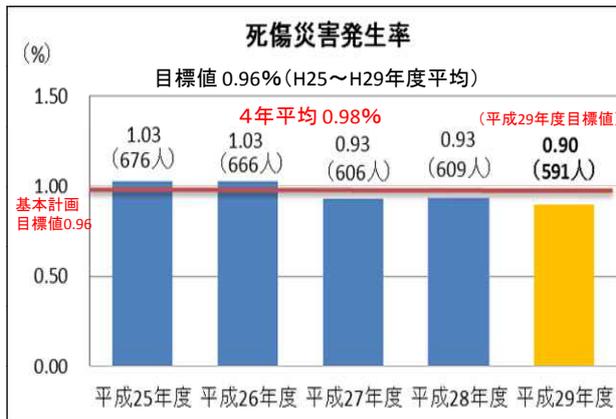
- 貨物船等 : 3% 減
- 漁 船 : 4% 減
- 全 体 : 3% 減

※目標の数値は、次ページ予想値も含めた5年間の平均発生率を達成するために必要となる、平成29年度からの減少率

船員災害発生状況等

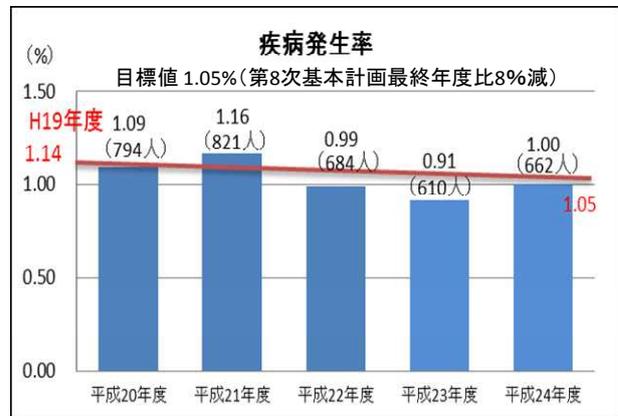
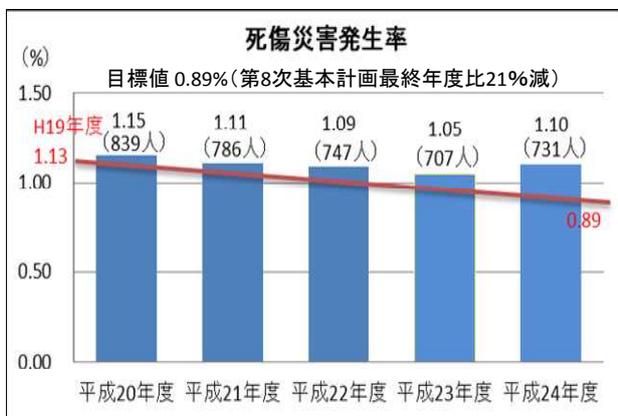
		第9次		第10次					
		実績 年平均	目標		実績				
			減少目標	年平均	H25	H26	H27	H28	年平均
死傷災害	貨物船等	0.82%	11%減	0.73%	0.76%	0.78%	0.74%	0.68%	0.74%
		332人			304人	306人	302人	281人	298人
	漁船	1.50%	15%減	1.28%	1.43%	1.42%	1.24%	1.35%	1.36%
		430人			372人	360人	304人	328人	341人
	合計	1.10%	13%減	0.96%	1.03%	1.03%	0.93%	0.93%	0.98%
	死亡等人数	762人			676人	666人	606人	609人	639人
疾病	貨物船等	36.6人	20%減	29.3人	30人	32人	21人	34人	29.3人
		1.07%	12%減	0.94%	0.92%	0.88%	0.95%	0.86%	0.90%
		434人			365人	348人	388人	354人	364人
	漁船	0.98%	5%減	0.93%	0.93%	0.89%	0.80%	0.89%	0.88%
	280人			242人	224人	196人	216人	220人	
	合計	1.03%	10%減	0.93%	0.92%	0.88%	0.89%	0.87%	0.89%
	714人			607人	572人	584人	570人	583人	

第10次基本計画の船員災害減少目標及び達成状況(合計)

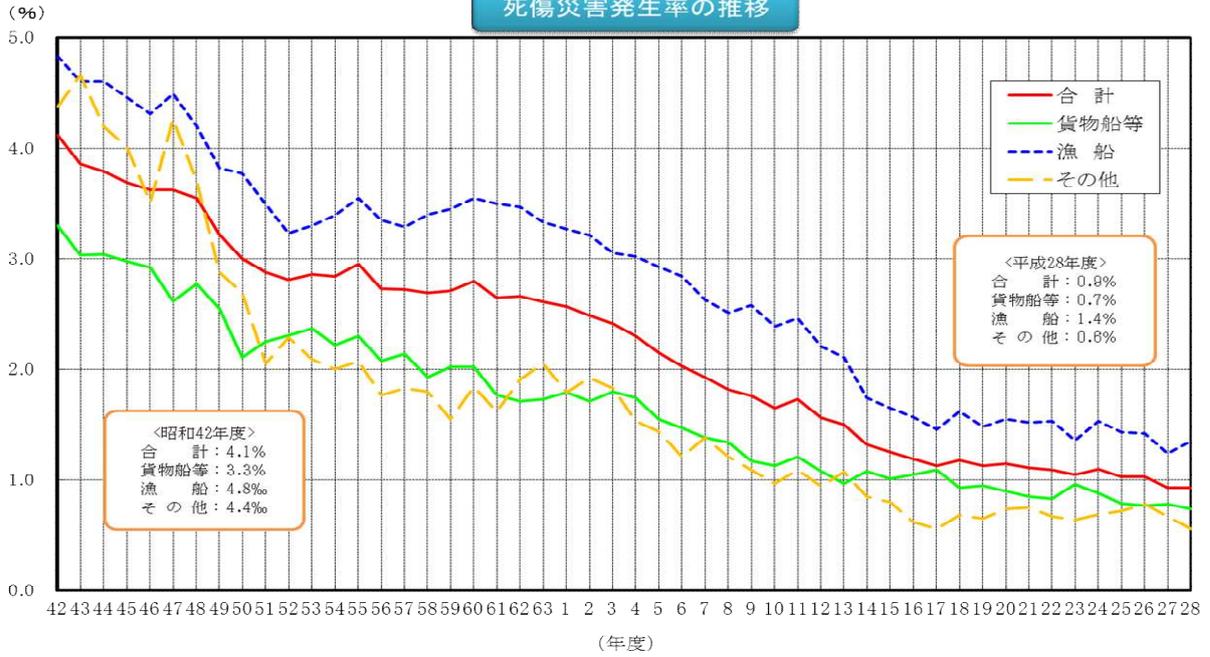


※平成29年度の目標値は、平成28年度の発生率を前提に、平成29年度の発生率の減少目標(3%)を達成した場合の数値である。

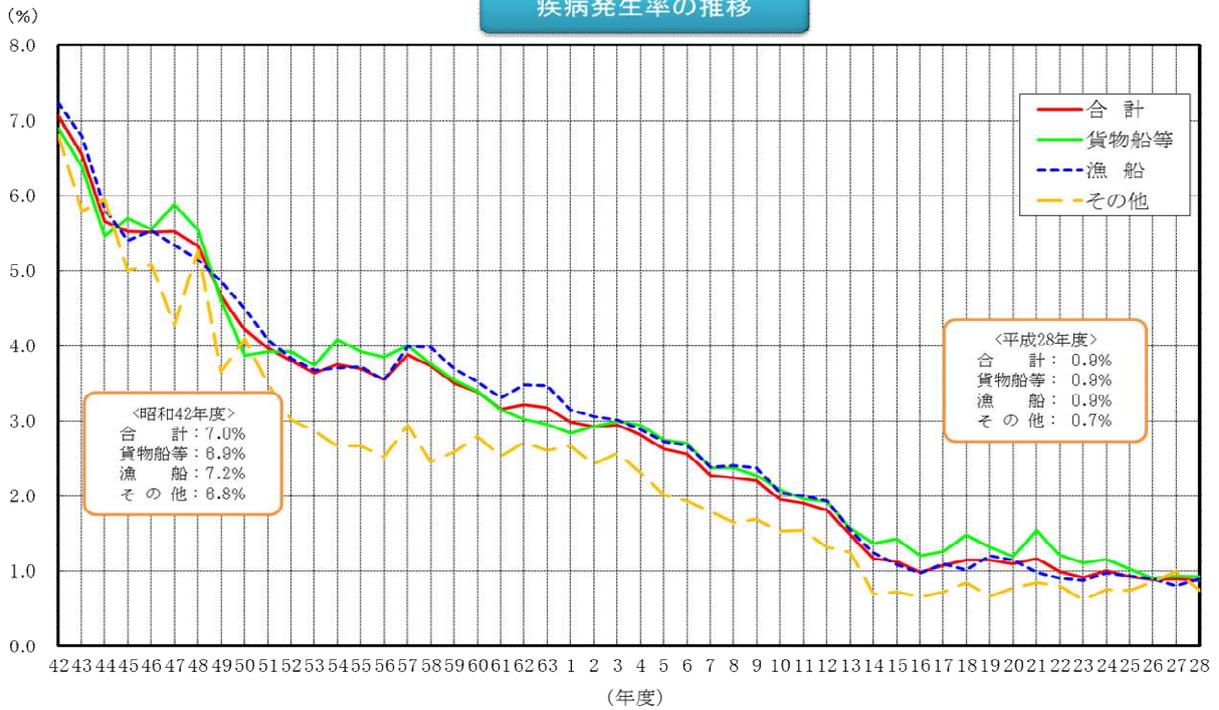
第9次基本計画の船員災害減少目標及び達成状況(合計)



死傷災害発生率の推移



疾病発生率の推移



※「貨物船等」は、貨物船・油送船・LPG船・コンテナ船・旅客船を指す。

「その他」は、官庁船・曳船・はしけ・起重機船・ガット船その他の船舶を指す。

災害発生率の推移(平成18年度～平成28年度)



II 船員災害防止に関し重点を置くべき災害の種類

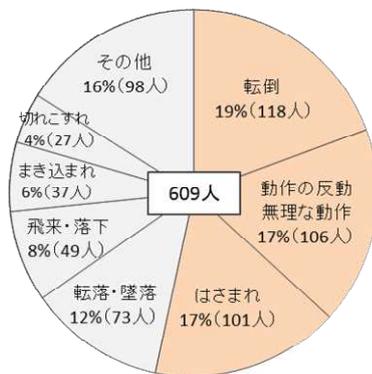
1. 作業時における死傷災害

平成28年度における船員の死傷災害をみると、

- ① 死傷災害を種類別にみると、転倒が19%(118人)、動作の反動無理な動作が17%(106人)、はさまれが17%(101人)で全体の53%(325人)を占めている。
- ② 作業別死傷災害は、一般船舶では、整備・管理作業時が43%(122人)、出入港時作業が22%(62人)、荷役作業時が15%(42人)となっている。一方、漁船では、漁船特有の作業における災害が68%(漁ろう作業時(182人)、漁獲物取扱作業時(22人)、漁具漁網取扱作業時(18人))となっている。

死傷災害の種類別発生状況（貨物船等・漁船）

死傷災害の種類別発生状況



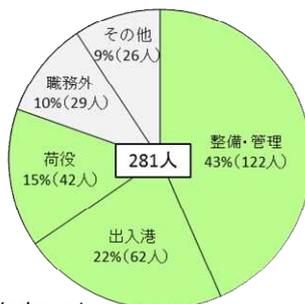
※H27年度606人

	貨物船等	漁船	合計	
	人数	人数	人数	割合
転倒	57	61	118	19%
動作の反動無理な動作	55	51	106	17%
はさまれ	45	56	101	17%
転落・墜落	45	28	73	12%
飛来・落下	14	35	49	8%
まき込まれ	8	29	37	6%
切れこすれ	12	15	27	4%
その他	45	53	98	16%
合計	281	328	609	100%

- ※事例1 船首甲板上、出港準備中に雨で滑り転倒。
- ※事例2 係船作業中に船上から岸壁に飛び降り足を骨折。
- ※事例3 重量物を移動中に手指を重量物と壁の間に挟んだ。

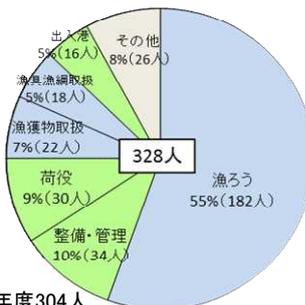
作業別死傷災害発生状況（貨物船等・漁船）

(貨物船等)

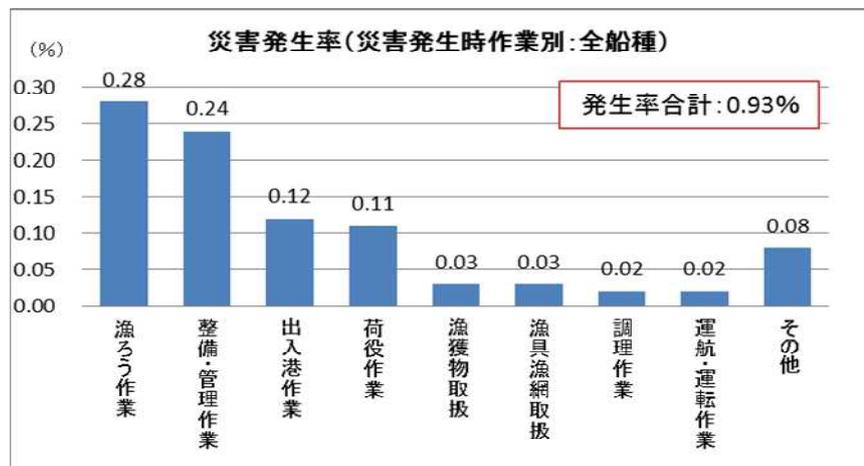


※H27年度302人

(漁船)



※H27年度304人



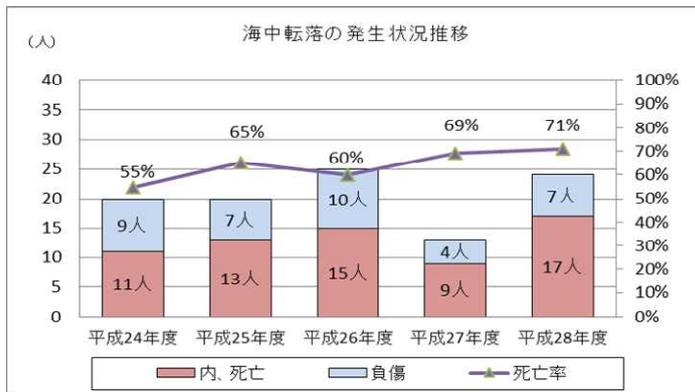
- ※事例1 甲板上で揚網作業中に漁網巻き上げ機に左手をまき込まれた。
- ※事例2 船内の塗装作業中に、脚立から転落。

2. 死亡・行方不明率の高い災害

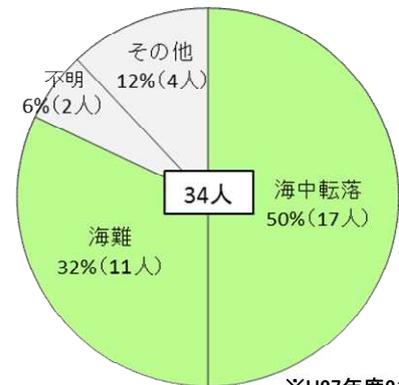
平成28年度において死亡及び行方不明者は34人で、前年度の21人より増加した。災害の種類としては、海中転落が50% (17人)、海難が32% (11人)となっている。

「海中転落」による死傷災害の原因としては、原因不明が46% (11人)、波浪によるもの13% (3人)、歩み板・げんていによるものが8% (2人)となっている。

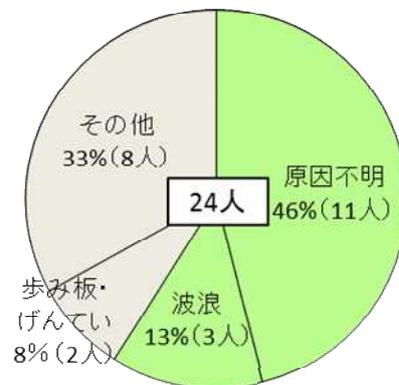
また、海中転落の特徴としては、死亡率が71%と極めて高いことが挙げられる。



死亡・行方不明となった災害の種類



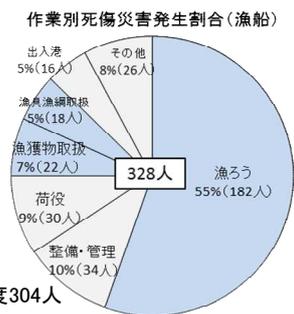
海中転落の起因別



※事例1 機関当直中に行方不明。

※事例2 荒天時。航行中に船体及び海上の状況確認中に誤って海中転落。

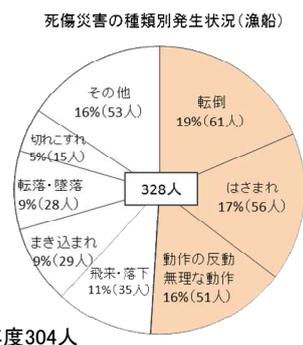
3. 漁船における死傷災害



漁船における死傷災害のうち、漁ろう作業によるものは55% (182人)で、魚獲物取扱作業、漁具・漁網取扱作業を加えると、漁船特有の作業では68% (222人)となっている。

また、死傷災害の種類別を見ると、転倒が19% (61人)、はさまれが17% (56人)となっている。

転倒とはさまれは依然として多く、次いで動作の反動無理な動作が16% (51人)となっている。



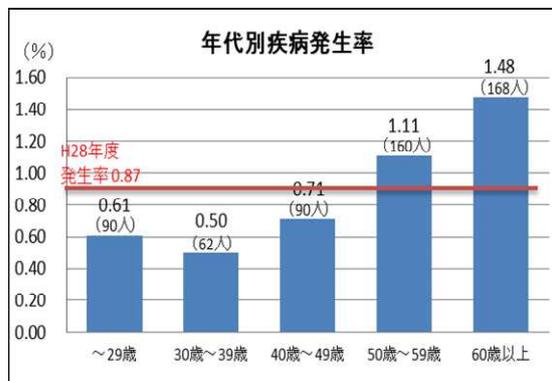
※事例1 網揚作業中、足にロープが引っかかり転倒。

※事例2 投縄作業中、波浪によりバランスを崩し、網とローラーの間に足を挟んだ。

※事例3 魚獲物取り込み中に腰を痛めた。

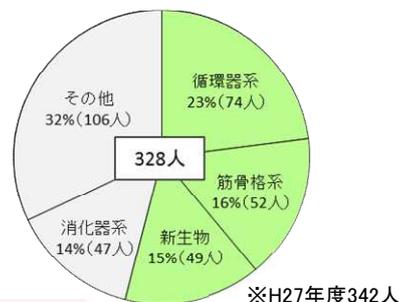
4. 高年齢船員の死傷災害・疾病

平成28年度の年代別船員災害発生状況をみると、50歳以上の船員の死傷災害発生率・疾病発生率ともに、依然として他の年代と比べて高くなっており、高年齢船員による災害が多く発生している。



疾病発生割合では、高血圧、虚血性心疾患等の循環器系が23% (74人)、関節症、椎間板障害等の筋骨格系が16% (52人)、悪性、良性新生物等の新生物が15% (49人)となっている。

高年齢船員の疾病発生割合



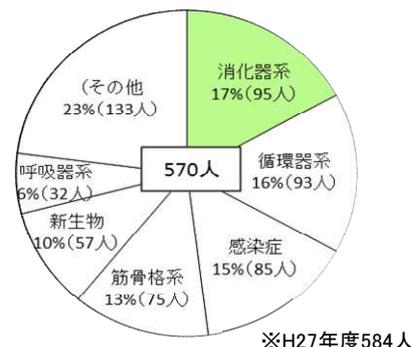
※H27年度342人

5. 生活習慣病等の疾病

平成28年度における疾病の種類別発生状況をみると、消化器系が17% (95人)と最も多く、次いで循環器系が16% (93人)、感染症が15% (85人)、筋骨格系が13% (75人)と続いている。

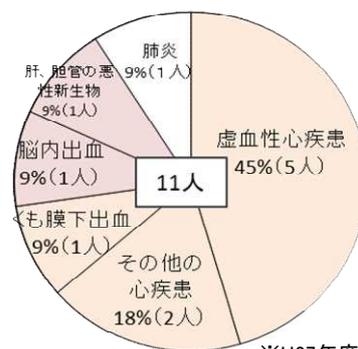
また、疾病による死亡の内訳についてみると、心筋梗塞等の「虚血性心疾患」が45% (5人)、心臓発作等の「その他の心疾患」が、18% (2人)、「くも膜下出血」と「脳内出血」がそれぞれ9% (各1人)となっていて、「肝、胆管の悪性新生物」9% (1人)と合わせ、91% (10人)が生活習慣病により死亡している。

疾病の種類別発生状況



※H27年度584人

疾病による死亡の内訳



※H27年度13人

※生活習慣病……食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關する疾患で、がん（悪性新生物）、糖尿病、循環器系（高血圧・虚血性心疾患・くも膜下出血等）、肝臓病（アルコール性肝炎・慢性肝炎等）の疾患をいう。

Ⅲ 船員災害防止のための主要な対策

〔1〕 総合的な安全衛生の向上を目指した取組

1. 安全衛生管理体制の整備とその活動の推進

船員災害防止を推進するためには、船内における個別・具体的な対応だけではなく、陸上における船舶所有者や荷主の災害防止に対する意識の高揚、自主的かつ組織的な安全衛生活動の積極的な取組が不可欠である。

自主的かつ組織的な安全衛生活動の実施に当たっては、船内労働安全衛生マネジメントシステムによる安全衛生管理手法を有効に活用するとともに、中小船舶所有者においても、船内向け自主改善活動(WIB)等の導入により安全衛生管理体制の構築を図ることが重要である。

このため、一般船舶においては荷主、元請オペレーター等を含めた船舶所有者のグループで、漁船においては地域又は業種単位で、船員災害防止のための協議会等(以下「協議会等」という。)を設置し、取組の推進や活動の活性化を図る。

また、船舶毎に船内の安全衛生に関する計画を作成・実施すること及び常時5人以上乗り組む船舶については、船内安全衛生委員会を設置する他、船員災害防止の着実な実施に当たっては、船員教育機関における安全・健康教育が重要であるので引き続き実施する。

(1) 作業基準、安全基準の徹底

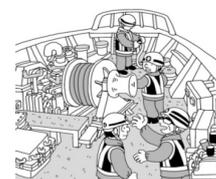
例年、転倒、はさまれ、無理な動作等の基本的な作業基準の遵守を怠ったことによる死傷災害が多発している状況にある。このため、船舶所有者は、船内労働安全マネジメントシステムに従い、総括安全衛生担当者の選任、同システムを担当するすべての者の役割・責任及び権限を定め、船内安全衛生委員会等を活用して、船長、安全担当者、衛生担当者等による管理体制を再点検する。

また、就業に係るリスクアセスメントとともに、危険な作業の廃止・変更、安全装置の設置等の工学的対策、作業方法の改善・マニュアルの整備等の管理的対策、個人用保護具の使用によるリスク軽減措置を行うほか、作業前ミーティング等を通じて作業内容等に応じた作業基準、安全基準に基づく手順の確認と、船員一人一人の意識の向上を図る。その際には、船員労働安全衛生規則(昭和39年運輸省令第53号)等を遵守することはもとより、実施計画の防止対策の徹底に取り組む。

また、陸上の労務管理部門においても、ヒヤリハット事例集の活用や、KYT(危険予知訓練)・KYK(危険予知活動)等の導入を含めたリスク低減対策を推進するとともに、管理・監督者教育、新規雇入した者・転船した者等に対する教育、安全衛生点検方法や作業手順に関する教育等必要な安全衛生教育を実施することにより、作業基準等の遵守の徹底に取り組む。



船員の多発災害を防ぐには
—その傾向と防止対策—
(改訂版)



(2) 若年船員に対する安全衛生に係る教育・指導の充実

中堅船員(30～39歳)と若年船員(～29歳)の災害発生人数は全体の**38%**で、前年度より増加している。今後熟練した知識・技能を持つベテランの高年齢船員の退職が進むと、若年船員・中堅船員へ安全衛生に関する技能等が十分に継承されず、船員災害が更に増加するおそれがあることから、船舶所有者及び船員が連携して安全文化の伝承を図ることが重要である。

このため、若年船員に対し、乗船前に船内の設備、危険作業についての作業手順、救命設備の使用法、生活習慣病対策、衛生管理等の健康管理に関する研修の実施等、安全衛生に係る教育を充実するとともに、中堅船員についても再教育を実施する。

また、船内においては、船長をはじめとする熟練船員による若年・中堅船員に対する積極的な安全衛生に係る指導を推進するとともに、**船舶所有者は、船員に対して船内労働安全衛生マネジメントシステムに関する教育を行う。**

(3) 安全衛生パトロールや安全衛生教育等の実施

① 団体安全衛生委員会等による活動

団体安全衛生委員会又は協議会等の構成員である船舶所有者(以下「構成員船舶所有者」という。)の安全衛生担当者等からなる安全衛生パトロール班を設け、構成員船舶所有者の船舶等を巡回して安全衛生診断を実施するとともに、問題点については改善を図る。

また、構成員のニーズに応じて、管理・監督者教育、新規雇入した者・転船した者等に対する教育、安全衛生点検方法や作業手順に関する講習、健康管理に関する講習等必要な安全衛生教育を実施する。その際には、船員災害防止協会が行う生存対策講習会、安全衛生講習会等を積極的に活用する。

船員災害防止協会が開催する安全衛生講習		
船舶火災消火講習会	安全講習会	衛生講習会
生存対策講習会	訪船・安全衛生技術指導	漁船安全衛生講習会

② 派遣船員に対する安全衛生教育等の実施

派遣船員に対する安全衛生に係る教育については、**船員職業安定法に基づき、船内の安全及び衛生に関する基礎的事項については派遣元が、船舶特有の危険な又は有害な作業についての作業方法、保護具等の使用方法、乗り組む船舶の設備及び作業に関する具体的事項等については派遣先が、それぞれ責任を有することを改めて認識のうえ、派遣船員に対する安全衛生管理について、お互いの安全衛生管理体制を十分に把握し、適切な役割分担と緊密な連携の下に、安全衛生教育の実施、派遣元責任者・派遣先責任者等による定期的な派遣船舶への巡回、点検及び改善その他派遣船員の適切な安全衛生管理体制を確保するために必要な措置を講ずるとともに、船員災害防止協会が実施する講習会への参加や同協会発行の教育資料(頒布図書)等の積極的な活用に努める。**

特に、派遣元は、外国船舶派遣の場合等派遣先により派遣船員の安全衛生の水準が低下することのないよう、船員派遣契約の締結に当たっては、派遣船員に係る適正な安全衛生管理体制の整備に関する措置を定める等により、派遣船員に係る安全衛生の水準を適正に確保する。

(4) 船内における安全衛生管理体制の構築及び推進

死傷災害の防止に向けた取組の一環として、船内での危険要因の特定・評価(リスクアセスメント)、安全衛生目標や安全衛生計画の作成・実施、効果の確認と更なる改善措置の実施等を継続的に行う船内労働安全衛生マネジメントシステムの導入を引き続き推進するとともに、船内労働安全衛生マネジメントシステムの導入が難しい船舶所有者については、より簡単にできる船内向け自主改善活動(以下、「WIB」という。)の導入を推進する。

国は、WIBの普及を図るため、WIB指導員養成のための講習会を実施する等、引き続き普及促進に努める。

また、WIB指導員養成講習会を受講した者は、WIB指導員として積極的にWIBの実践に取り組む。

実施日	年	月	日	実施者																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>今のまま で良い</th> <th>改善が 必要</th> <th>優先 します</th> <th>イラスト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 工具、器具などのために、扱いやすくて おかりやすい職、場所を設けます。 (メネ欄)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 人や資材が転げるように、通路を確保 し、はっきりとした表示をつけます。 (メネ欄)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 通路は、積荷物やつまずくものがない よう整備します。 (メネ欄)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 工具は扱いやすいように、適切な 長さ、重さ、形のものを選びます。 (メネ欄)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 置かれているものは、転落中も転倒、 落下がないように整備します。 (メネ欄)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					項 目	今のまま で良い	改善が 必要	優先 します	イラスト	1. 工具、器具などのために、扱いやすくて おかりやすい職、場所を設けます。 (メネ欄)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		2. 人や資材が転げるように、通路を確保 し、はっきりとした表示をつけます。 (メネ欄)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		3. 通路は、積荷物やつまずくものがない よう整備します。 (メネ欄)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		4. 工具は扱いやすいように、適切な 長さ、重さ、形のものを選びます。 (メネ欄)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		5. 置かれているものは、転落中も転倒、 落下がないように整備します。 (メネ欄)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
項 目	今のまま で良い	改善が 必要	優先 します	イラスト																														
1. 工具、器具などのために、扱いやすくて おかりやすい職、場所を設けます。 (メネ欄)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																															
2. 人や資材が転げるように、通路を確保 し、はっきりとした表示をつけます。 (メネ欄)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																															
3. 通路は、積荷物やつまずくものがない よう整備します。 (メネ欄)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																															
4. 工具は扱いやすいように、適切な 長さ、重さ、形のものを選びます。 (メネ欄)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																															
5. 置かれているものは、転落中も転倒、 落下がないように整備します。 (メネ欄)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																															

WIB用チェックリスト

コラム

○船内向け自主改善活動(WIB)

- WIB(Work Improvement on Board)とは、船員本人のチェックリストによる船内点検を通じて、各船員が船内の危険箇所・問題点等を認識し、その対策を講ずるとともに、安全意識の向上を図るもの。
- 平成27年度から平成29年度においてWIB指導員養成講習会を全国各地で計24回開催し、約1200人が参加している。(平成29年12月現在)
- WIB指導員養成講習会受講者に対するアンケート結果では、「わかりやすい」「有効性がある」活動であるとの評価が多く、受講者の約60%が受講後に船内改善を実施している。

「船内向け自主改善活動(WIB)マニュアル(マンガ版)」
<http://www.mlit.go.jp/common/001034123.pdf>

コラム

○船内安全衛生委員会

船員が常時5人以上である船舶は、船内安全衛生委員会を設置し、定期的(月1回程度)に開催し、記録を3年間事務所と船内に保管しなければならない。

船内安全衛生委員会では、船内の安全衛生に関する担当者が、船内の安全衛生について調査審議し、意見を取りまとめて船舶所有者に通知することが求められる。

< 船内安全衛生委員会の活用法 >

- 定期的な船内環境の検査結果を踏まえて、改善方法等について話し合う。
 - ◇ 居住区域内の清掃状況
 - ◇ 作業区域の整理整頓
 - ◇ 船内設備の故障箇所
 - ◇ 食料貯蔵庫・厨房
 - ◇ 飲用水の管理 等
- 作業上のヒヤリハットについて、期間を定めて定期的に報告し、作業マニュアルの改善につなげる。
- パワーハラスメント防止、メンタルヘルスケア対策等の推進を図る。



船内安全衛生委員会の開催

2. 船内の居住環境・作業環境の整備・改善

(1) 船内環境の整備・充実

船員の死傷災害・疾病予防を図ることのみならず、安定的に若年船員を確保・育成していくためには、船内における快適な居住環境・作業環境を整備・改善していく必要があることから、船内の作業設備、機械器具、用具等の整理整頓や換気、温度、照明にも注意を払う等作業環境の整備に努め、居住区域内を常に清潔に保つことや、船内供食の充実を図る等生活環境の改善を推進することにより、若年船員のみならず女性船員が定着しやすく、働きやすい魅力ある職場づくりに取り組む。

(2) 労働時間、労働負荷の軽減

疲労及びストレスの蓄積等がヒューマンエラーによる海難事故、死傷災害や脳・心臓等の疾病の発生要因となる場合もあることから、海難事故、死傷災害・疾病の発生を予防するため、労働時間規制を遵守し、休息時間を適正に確保する。

また、労働時間、労働負荷の軽減を推進することとし、船員労働安全衛生月間における安全衛生講習会、訪船指導等を活用し過労防止に対する意識を高める他、船員災害防止協会が発行する機関誌及び協会のホームページにおいて、労働時間の短縮や、休日・休暇の付与等による働き方の見直しに対する周知・啓発を図る。

(3) 死傷災害に係るリスク低減対策等

発生した死傷災害については、情報収集や調査分析等を行い、船内作業の設備・機械・器具・用具等の安全基準、照明・温度・騒音・振動等の作業環境、安全衛生点検方法及び作業手順等の作業基準の改善等の再発防止策を策定するとともに、作業に関する安全性の向上について検討を行い、定期的に再発防止策を点検・改善する。

死傷災害の原因の調査や問題点の把握のためには、災害の直接の原因の解明にとどまることなく、当該災害を引き起こすに至った背景要因を総合的に勘案するとともに、人的な要因、設備要因、作業要因や管理要因についても掘り下げて調査等を実施する。

さらに、危険物を運搬する船舶等については化学物質等安全データシート(SDS)を活用し、船舶に積載する化学物質等の性状及び取扱上の留意点にする情報を船員に周知し、暴露限界値(TLV)が記載されている物質については、適切な保護具の使用、必要な検知器具を備える等の安全管理の徹底を図る。

また、死傷災害の発生リスクの低減を図るため、船舶所有者が率先して、ヒヤリハット事例の収集・共有やKYT(危険予知訓練)・KYK(危険予知活動)の導入・活用を進めるとともに、作業前ミーティングの確実な実施、安全衛生チェックリストを用いて作業基準、安全基準等を点検・改善する活動を推進する。

これらの活動の円滑な実施のため、船舶所有者等は船員災害防止協会から提供される災害情報、「KYTイラスト集(和英訳版)」、「船内におけるヒヤリハット実例集」の効果的な活用を図るとともに、国や船員災害防止協会は、収集・整理したヒヤリハット事例の普及を図る。



安全衛生チェックリスト



危険予知訓練で安全の先取りを
-KYTイラスト集-



船内における
ヒヤリハット実例集

〔2〕 重点を置くべき災害に対応した取組

死傷災害の発生率は、平成25、26年度は横ばい、平成27年度は減少したものの、平成28年度は前年度同率となった。死傷災害の種類では「転倒」は前年度より9人減少したが、死亡・行方不明者数は13人増加している。また、高年齢船員（50歳以上）の死傷災害発生率は、平成27年度は1.06%まで減少したものの、平成28年度は1.13%に増加し、依然として全年齢平均（0.93%）より高い状況にある。

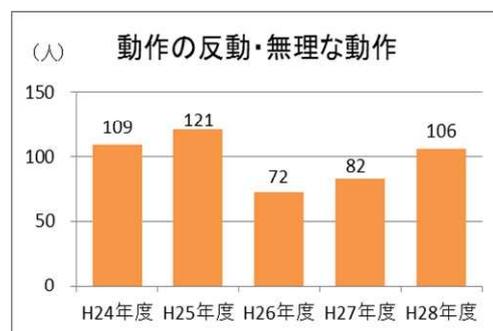
疾病については、これまで一般船舶、漁船、全体とも第10次船員災害防止基本計画の目標値をクリアしており、平成28年度は発生件数、発生率ともに前年度から減少している。

第11次船員災害防止基本計画においては、これまでの重点を置くべき災害に対応した取組に、新たにパワーハラスメント防止とメンタルヘルスの確保を加えた7つの取組を中心に実施して行くこととする。

1. 作業時を中心とした死傷災害防止対策

船員の死傷災害では、従来より「転倒」、「はさまれ」が多く発生している。また、「動作の反動・無理な動作」による災害は平成26年度は大きく減少したものの、平成27年度から再び増加に転じている。

これらの死傷災害について、事故原因に基づき以下の対応する防止対策に取り組む。



(1)「転倒」防止対策

「転倒」による死傷災害を原因別にみると、甲板上の通路・階段等でのつまずき・滑り等により転倒したものが39%（46人）、波浪による転倒が17%（20人）、用具・工具につまずき転倒したものが14%（16人）となっている。

このような状況を踏まえ、「転倒」による死傷災害の防止を図るため、船内設備、作業方法等について再検討し、次の事例を参考に防止対策を徹底する。

※事例1 係船作業中、雨で滑りやすくなっていた甲板上を走って転倒（休業135日）

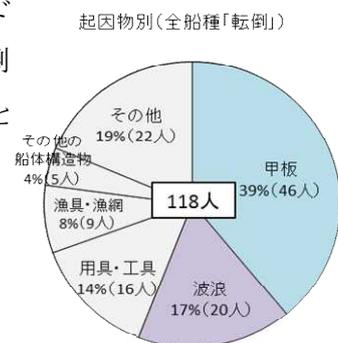
- ⇒ 雨等で甲板上が滑りやすい状態の時は、走らないで足元を確かめながら歩くこと。
- ⇒ 滑り止め加工の施された靴を使用すること。
- ⇒ 甲板上に滑り止めの塗装等を施すこと。

※事例2 船内移動中、時化による船体動揺によりバランスを崩し転倒（休業107日）

- ⇒ 船体動揺の状況を把握し、手すり、ライフライン等を利用して移動すること。

※事例3 係船作業終了後、巻き取り終えた係船ロープを踏み転倒（休業40日）

- ⇒ 巻き取った係船ロープのコイルダウン等作業場所の整理整頓を行い、足元を確認しながら通行すること。



※H27年度127人



(2)「はさまれ」防止対策

「はさまれ」による死傷災害を原因別にみると、漁ろう装置によるものが25%(25人)、用具・工具によるものが16%(16人)、甲板と漁具・漁網によるものがともに13%(13人)と続いている。

このような状況を踏まえ、「はさまれ」による死傷災害の防止を図るため、船内設備、作業方法等について再検討し、次の事例を参考に防止対策を徹底する。

※事例1 ロープ巻き上げウィンチドラムを操作中、ローラーを止めるために左手をレバーにのぼしたところ、ローラーが高回転し、外れたロープとウィンチドラムに挟まれた。(休業日数78日)

- ⇒ ウィンチ等機械の操作に習熟させること。
- ⇒ 操作レバー誤操作防止のため、操作指示板等の表示を明瞭にすること。
- ⇒ できるだけウィンチ操作とロープ巻き上げ作業を一人で行わない等の指導を行うこと。

※事例2 着岸中のロープ作業を行っている際、右足をロープに挟まれた。(休業日数61日)

- ⇒ ロープの外側に位置するロープを跨がない等基本動作を守ること。
- ⇒ できるだけ複数で安全の確認をしあいながら作業を行うこと。

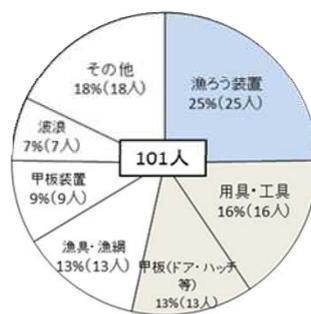
※事例3 船倉内から船上デッキに出る際、出口扉(ふた)に左手を挟まれた(休業日数90日)

- ⇒ 開けた扉、蓋には、必ずフックやピンをかけて固定しておくこと。

※事例4 揚網作業ため稼働していたワイヤー巻揚機に、樽固縛用ロープが巻き込み、右手を挟まれた。(休業日数21日)

- ⇒ 機器を作動させる際は、周囲の安全確認を徹底する。

起因物別(全船種「はさまれ」)



※H27年度106人

(3)「動作の反動・無理な動作」防止対策

「動作の反動・無理な動作」による死傷災害を原因別にみると、起因なし(高所から飛び降りる等)が25%(26人)、用具・工具によるものが13%(14人)と続いている。

このような状況を踏まえ、「動作の反動・無理な動作」による死傷災害の防止を図るため、船内設備、作業方法等について再検討し、次の事例を参考に防止対策を徹底する。

※事例1 係船作業中、船上から岸壁に飛び降り右足踵を負傷した。(休業日数223日)

- ⇒ 係船作業にはできるだけ陸上の綱取りをする者を配置する。
- ⇒ やむを得ず乗組員が岸壁に移動して綱取り作業をするときは、移動の際に縄ばしご等を使用してできるだけ段差を小さくして行う。

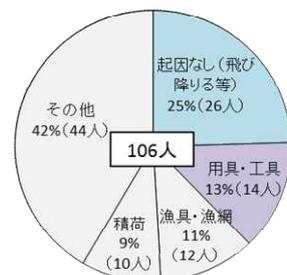
※事例2 作業のため船内を移動中、階段を飛び降り右足を捻る。(休業日数68日)

- ⇒ 作業は慌てず、階段は一段ずつ昇降するよう指導する。

※事例3 入港作業中、接岸のためのロープを投降する際に右肩を痛めた。(休業日数189日)

- ⇒ 投げるロープの荷重と作業にあたる者の体力を考慮すること。
- ⇒ 作業前の準備体操の励行を図る。

起因別(全船種「動作の反動・無理な動作」)



※H27年度82人

2. 海中転落・海難による死亡災害防止対策

海難による死亡災害を防止するため、運輸安全マネジメント評価による安全管理体制の構築や重大事故発生時の再発防止対策、船舶自動識別装置等の航行支援装置の導入を推進するとともに、最新の気象情報を収集する等ソフト・ハードを総合した効果的な海難防止対策を推進する。

また、海中転落による死傷災害の防止を図るため、関係者の連携により、船内設備の見直し、作業方法等の再検討、作業前ミーティングによる安全確認の徹底及び事故につながりかねない状況が生じた場合における問題点の把握と対策の実施に努めるほか、保護具の着用、舷ていの設置、海中転落時の救助方法について関係者による創意工夫を推進するとともに、特に次の防止対策を徹底する。



コラム

○船舶事故ハザードマップ

「船舶事故ハザードマップ」とは、運輸安全委員会が、身近な漁港や漁場で起こった船舶事故等の教訓を再発防止に活用するため、その発生場所を検索し、地図に重ね合わせて視覚的に分かりやすく見ることができるサービスとして、平成25年5月末から提供しているものです。

「船舶事故ハザードマップ」 <http://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/>

(1) 作業用救命衣等の保護具の使用等

甲板上で作業用救命衣等を使用せずに漁ろう作業を行っていた事等により災害が発生していることから、次の事例を参考に作業用救命衣等の適切な使用を徹底する。

※事例1 船首デッキ付近の塗装作業中に海中転落(死亡)

⇒ 海中転落のおそれのある作業においては、命綱、安全ベルトの使用又は作業用救命衣の着用を徹底させる。

※事例2 甲板上で漁獲物の選定作業中、誤って網の上に乗る海中転落(死亡)

⇒ 甲板上的移動物(網、網等)の上に乗らないよう注意する。
⇒ 甲板上的における漁ろう作業では、必ず作業用救命衣の着用を徹底させる。

※事例3 防波堤に設置されたはしごを下りる際、救命胴衣の腰紐が手すりにつっかかったため宙づりとなり右手を負傷(休業日数61日)

⇒ 作業用救命衣等保護具を適切に着用しているか、船員が相互に確認する。

なお、平成30年2月より、小型船舶においては、漁ろう作業時以外でも、甲板上では作業用救命衣等の着用が義務付けられたことから、船員労働安全衛生月間における訪船指導等を活用し、その周知徹底を図る。



なくそう!海中転落 推進しよう!作業用救命衣の常時使用



(2) 乗下船時等における海中転落の防止

停泊中の自由時間における海中転落が発生していることから、次の事例を参考に防止対策に取り組むものとする。

※事例1 係船中の休養日に外出し、夕食後帰船時に海中転落(死亡)

- ⇒ 下船の際には、残っている船員に声をかけてから出かけること。
- ⇒ 帰船が深夜になる時や、酔っている時は一人の状態に乗船しない。

※事例2 出港までの自由行動中、船舶と岸壁の間の歩み板が設置されておらず、岸壁から海中転落(死亡)

- ⇒ 乗下船時には、必ず歩み板を使用すること。
- ⇒ 停泊中は、救命浮環、木づち、はしご等を用意すること。

(3) 波浪に係る海中転落の防止

荒天時の作業において海中転落が発生していることから、次の事例を参考に防止対策に取り組むものとする。

※事例 荒天時、船外状況を確認中に誤って海中転落(行方不明)

- ⇒ 甲板上に波浪が打ち込むような荒天時には、貨物の固縛作業等のやむを得ない作業を除いて甲板上の作業は行わない。
- ⇒ 波浪の大きいときは看視員を配置し、波浪の打ち込み、船体の大きな動揺等作業に危険を及ぼす状態について警告等を行う。



なお、漁船の場合、漁獲量を重視して無理な操業をしてしまうことが考えられるため、操業海域を同じくする船舶所有者又は漁業協同組合等で荒天時における漁ろう作業の取りやめ等についての安全基準や、同一海域等で操業している船舶間で操業中止について互いに相談するシステムを設ける等、自主的な安全対策を促進する。

(4) 海中転落に備えた対策

「海中転落」による死傷災害の防止を図るため、船内設備、作業方法等について再検討し、次の事例を参考に防止対策を徹底する。

※事例 荷揚げ作業終了後、岸壁から船尾へ喫水を見に行き海中転落(死亡)

- ⇒ 舷でいに安全ネットの使用を励行するとともに、海中転落のおそれのある場所の付近には、救命浮環等救命器具を直ちに使用できるよう配置しておく。
- ⇒ 海中転落者を迅速に救助することができるよう海中転落者の取り込み方法、緊急時連絡体制の確認等を含む海中転落救助訓練を行う。
- ⇒ 海中転落のおそれのある作業にあたっては、作業用救命胴衣を着用させる。
- ⇒ 当該作業に限らず、単独行動をするときは、事前に行く先等を届けさせる。

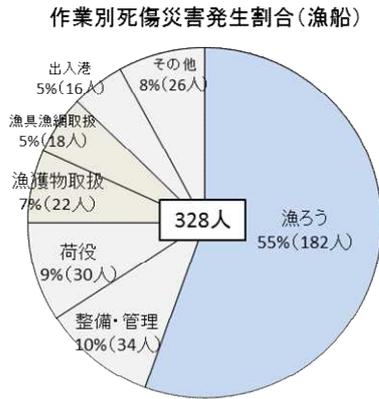
(5) 生存対策講習会～生き抜くために～

海中転落・海難が発生した場合においても、生き抜くための知識を身に付けるため、操練の実施や船員災害防止協会が実施する生存対策講習会の受講等を積極的に推進する。



生存対策講習会

3. 漁船における死傷災害対策



※H27年度304人

漁船の死傷災害発生率は、前年度の1.24%(304人)から1.35%(328人)に増加しており、一般船舶の発生率(0.68%)と比べて約2倍と、その死傷災害発生率が高くなっている。

また、漁船における死傷災害は、漁ろう作業中のものが55%(182人)を占めている。

(1) 漁ろう作業時の災害防止対策

漁船における死傷災害のうち、漁ろう作業中に多くの災害が発生していることを踏まえ、次の事例を参考に防止対策に取り組むものとする。

※事例1 操業中、うねりにより船体が動揺した際に釣り針がはずれ、左目を直撃し負傷(休業日数99日)

⇒ 作業時には、保護面等適切な保護具の着用を徹底する。

※事例2 甲板上で操業中、回転する魚締めローラーに漁網を入れようとした際、網と一緒に左手をローラーに巻き込まれる(休業日数12日)

⇒ 看視員を配置し、ローラーの緊急停止が可能なようにしておく。

※事例3 甲板上、漁獲物の入った漁網の移動作業中体勢を崩し転倒(休業日数27日)

⇒ 船体の動揺を念頭に入れ体勢を確保すること。

⇒ 同じ作業をする者同士の連携を密にし、常に声を掛け合うこと。

※事例4 揚網作業中、網が後頭部及び右肩に直撃(休業日数9日)

⇒ 安全帽等保護具の着用を徹底すること。

⇒ 危険箇所への立ち入り禁止、制限及び危険箇所の表示を行うこと。

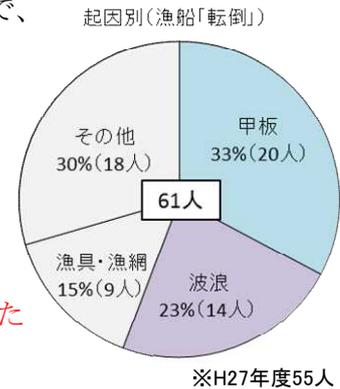
⇒ 安全確認の徹底と作業手順の確認を行うこと。



(2)「転倒」防止対策

漁船における「転倒」による死傷災害を原因別にみると、甲板上で、魚の血のり等床面の滑りにより足を取られて転倒したものが**33%** (20人)、波浪により転倒したものが**23%** (14人)となっている。

このような状況を踏まえ、その防止を図るため、船内設備、作業方法等について再検討し、次の事例を参考に防止対策を徹底する。



※事例1 甲板上にて、タルを回収するため船尾へ走って移動した際、濡れた床に足を滑らせ転倒(休業日数13日)

- ⇒ 甲板上的魚の血のり等滑りやすいものは、こまめに洗い流す。
- ⇒ 滑り止めのついた長靴を履き甲板上は走らないようにする。

※事例2 甲板上で揚網作業中、大波を受け衝撃で飛ばされ転倒(休業日数125日)

- ⇒ 甲板上に波浪が打ち込む場合等船体の動揺が激しい場合は、船の動揺が収まってから作業を行う。
- ⇒ 漁ろう作業時に海面看視者を配置する。

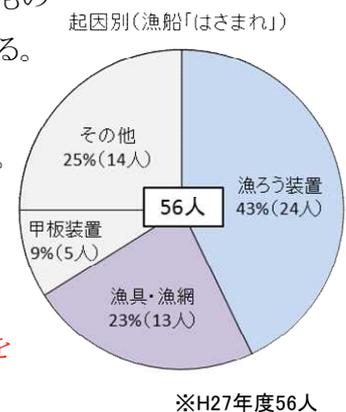
※事例3 漁ろう作業中、船内を移動する際にひもが足にからまり転倒(休業日数30日)

- ⇒ 通路に障害となるようなものを置かないよう、整理整頓を励行する。

(3)「はさまれ」防止対策

「はさまれ」による死傷災害を原因別にみると、漁ろう装置によるものが**43%** (24人)、漁具・漁網によるものが**23%** (13人)となっている。

このような状況を踏まえ、その防止を図るため、船内設備、作業方法等について再検討し、次の事例を参考に防止対策を徹底する。



※事例1 出港準備のため、漁ろう機器点検中に右指を挟んだ(休業日数90日)

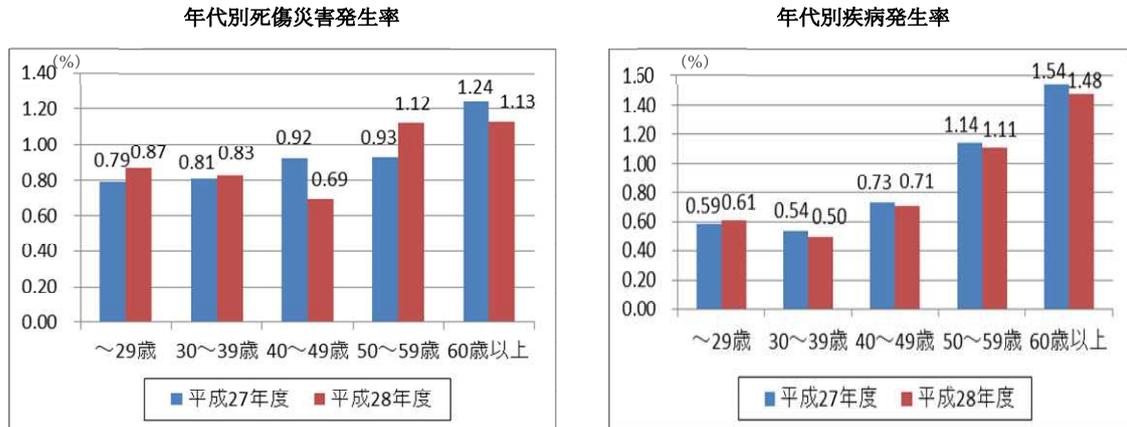
- ⇒ 漁ろう装置等の操作を行う場合は、異常時にすぐ機器を停止できるよう見張りを配置する。
- ⇒ 乗組員全員が常に安全意識を維持するよう注意喚起を行う。

※事例2 網揚作業中、網の中に左手親指が挟まり骨折(休業日数55日)

- ⇒ 作業に対する慣れを排除し、指や手をはさまれないよう細心の注意を払う。

4. 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病対策

50歳以上の高齢船員は、死傷災害、疾病ともにその発生率が他年代と比較して高くなっている。また、平成28年度は平成27年度に比べ、50歳から59歳の死傷災害発生率を除き減少した。



(1) 死傷災害防止対策

高齢船員の被災原因としては、「慣れ」からくる油断、高齢化に伴う筋力、敏しょう性、平衡感覚等の運動機能や視覚、触覚等の知覚機能等が低下し、また、体力の回復に時間を要することから、結果として適切な動作を得ることができず被災することが考えられる。よって、その防止を図るため、船内設備、作業方法等について再検討し、次の事例を参考に防止対策を徹底する。

- ※事例1 ロープをウィンチに巻き付ける作業中、右手をロープとウィンチの間に挟む(61歳)
⇒ 作業に際しては、急がず安全を確認しつつ行うこと。
- ※事例2 本船上部甲板から下部甲板へ移動中、足を滑らせて転倒し、腰部を強打(68歳)
⇒ 災害発生場所にトラマークを表示するとともに滑り止め対策等を講じること。
⇒ 手すりを使用するよう船内に掲示する等注意喚起を行う。
- ※事例3 漁獲物取込中、腰をひねって痛める(53歳)
⇒ 漁獲物を扱う際にはその大きさ、自身の体力等を判断し、周囲の助けを受け作業を行う。

その他、身体検査や医師の指導等により得られた高齢船員の身体・健康上の特性を十分に把握したうえで、必要に応じてその特性に配慮した適切な船内労働環境を構築するとともに、高齢船員に多い災害事例を活用した安全に関する教育や船員災害防止協会が開催する安全講習会への参加等により、安全に対する意識を高める。

(2) 疾病防止対策

筋骨格系の疾患については、高年齢船員が69% (52人) を占めており、**脊椎障害、関節症、腰痛・座骨神経痛が多い。**
作業前の準備運動を実施するほか、中腰・前屈み等の姿勢を避けること、作業場所に適切な照明や滑り止めを設置する等の対策を徹底する。



コラム

○年代別の疾病予防対策

① 10代~20代

特徴：行動範囲が広いいため、インフルエンザ等の感染症や、過食による胃腸炎を発症するおそれがあります。

対策：過食、飲み過ぎに注意しましょう。
適切な生活習慣を若年時代から身につけるようにしましょう。

② 30代~40代

特徴：体重の増加により脂肪肝が発症するおそれがあります。
また、脂肪肝は糖尿病の発症に連動しています。

対策：食事の内容やその量に注意しましょう。

③ 50代~

特徴：糖尿病やがんの発症が増えてきます。

対策：大腸がん・胃がん・肺がん等のがん検診を受診しましょう。
大腸がん検診は潜血反応があっても正常と判断される可能性もあるので内視鏡による検査が有効です。
また、喫煙者は肺のCT検査を受けるようにしましょう。

5. 生活習慣病等の疾病防止対策

生活習慣病(心疾患等循環器系疾患・悪性新生物等)については、平成28年度の船員の疾病による死亡原因の91%を占めており、高年齢船員の増加とともに深刻な問題となってきている。また、インフルエンザやノロウィルスを始めとする感染症については、一度発生したら船内で急速に広がるおそれがある。これらの疾病に対応するために、船員は日頃からの健康管理を、また、船舶所有者は船員の健康状態の把握に努め、的確な予防対策を推進するほか、次の疾病予防対策及び健康増進対策を推進する。

また、国及び船員災害防止協会は、船員等が疾病予防や健康増進についての的確な情報を入手し、自らの対策に活用することができるよう、予防対策等について、船員行政ニュース、ホームページ等により情報提供を行う。

(1) 生活習慣病の予防対策

生活習慣病、メタボリックシンドロームを中心とした健康教育の徹底、健康診断の定期的・継続的な受診及び健康相談、保健指導、利用を促進するとともに、協会けんぽが受診勧奨を行っているがん検診及び船員の健康検査項目を含む生活習慣病予防検診を受診する等、健康検査の結果や船員の健康状態を継続的かつ適切に把握し、作業環境の整備や適正配置を行う等の健康管理対策を推進する。

メタボリックシンドロームの抑制を図り、生活習慣病を予防するためには、高年齢船員のみならず、年代を問わず船員一人一人が早期診断・早期発見・早期治療といった検査や治療のほか、食生活の改善、適度な運動、飲酒・喫煙の節制等日常的な生活における対策に取り組むことが重要であり、船舶所有者においても教育や情報提供等を通じてその取組を支援する。

食生活の改善については、船員災害防止協会が作成した「船内の食事管理(和英、MLC対応)」、「船でつくる四季のメニュー(あなたの健康をまもるために)」、「からだにやさしい健康レシピー生活習慣病・メタボ対策ー」や、厚生労働省が作成した「食事バランスガイド」の活用等により栄養管理に配慮したものとなるよう、船内で調理作業に従事する者に対する教育等を実施する他、調理師資格受有者等調理業務専従者を確保する等船内供食による疾病防止を図る。

また、訪船診療、巡回検診車等の積極的な利用を図るほか、体育・レクリエーション活動の実施、船内コミュニケーションの円滑化等快適な船内生活環境のために必要な措置を図る。



和英対訳
船内の食事管理



からだにやさしい健康レシピー
生活習慣病・メタボ対策ー



厚生労働省
「食事バランスガイド」

コラム

○塩分は控えめに

生活習慣病予防のための食生活の改善として、食塩量を減らしましょう。減塩のために、天然だしの旨みをいかす、柑橘類の酸味を利用する等調理に一工夫を。

1日あたりの平均摂取量(10g) → 目標値(8g未満に)

コラム

○現在の肥満度チェック

(BMI 計算)

BMI = 体重(Kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)

ここで、BMIが「18.5未満」・・・低体重

「18.5以上25未満」・・・標準体重

「25以上」・・・肥満

(標準体重の計算)

標準体重 = 身長(m) × 身長(m) × 22

(腹囲(おへそ周り)測定)

ここで、男性85cm以上

女性90cm以上は、内臓脂肪型肥満です。

※肥満となった人は、日頃の生活習慣を見直してみましょう。



(2) インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症予防対策

インフルエンザに関する正しい知識と最新の動向を把握するとともに、厚生労働省のホームページや外航船員医療事業団「新型インフルエンザと緊急対応ガイドライン」等を活用して感染予防に必要な注意事項に関する教育、うがい・手洗い・アルコール消毒等の感染予防対策を徹底する。

また、インフルエンザの予防に効果的な予防接種についても積極的に受けるようにする。

ノロウイルスについては、汚染された食品又は感染者から感染するため、十分な加熱処理、調理器具の消毒、うがいや手洗いの励行、罹患者の排泄物及び嘔吐物の適切な処理等の予防対策を徹底する。

このほかの各種の感染症についても正しい知識と最新の動向を把握するとともに、それぞれの感染症に応じた感染予防対策を徹底する。

(参考) 厚生労働省「感染症情報」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html



新型インフルエンザと緊急対応ガイドライン



(3) 居眠り防止対策

居眠りが起こる要因としては、疲労、寝不足、気のゆるみ、薬（風邪薬等眠気を催す薬）の服用、睡眠障害の疾病等が考えられる。

そのため、睡眠不足等の体調面、眠気を催す薬物の服用、睡眠時無呼吸症候群（SAS）等について、船員本人のみならず、船舶所有者はその健康状態を把握し適切な対策を講ずる。

また、SASの原因としては肥満等があげられることから、適切な食事管理、適度な運動、飲酒の節制、禁煙等の生活習慣病対策に取り組むほか、SASの疑いがある場合については専門医の診療を受ける等の適切な措置を図る。

（参考）船員災害防止協会「睡眠時無呼吸症候群解説資料」

<http://www.sensaibo.or.jp/data/index/5>



(4) 熱中症の予防対策

近年の気象状況により増加傾向にある熱中症は、その要因として高温下や高湿度での活動のほか、急な気温変化、休み明けの急な活動等があげられる。

特に暑い日・場所の作業では、自覚症状がなくても水分・塩分・経口補水液等を補給するよう心がけて、めまい、失神、頭痛、吐き気、気分が悪くなる等の異常を感じたら無理をせず、管理者に申し出て日陰で休む等の対応をする。

また、睡眠不足や、高血圧・糖尿病等の生活習慣病の者は熱中症になりやすく、かつ、重症化しやすいため、十分な睡眠を取るとともに、食生活の改善、適度な運動、飲酒・喫煙の節制等を徹底する。



(5) その他の健康管理上の取組

船員又は元船員で船内で石綿に関わる作業に従事していた者に対して交付する「船員健康管理手帳」による健康診断を引き続き実施する。

船員の健康管理の観点から、人間ドック等を活用し、疾病の早期発見・早期治療に努める。

船員の命を守るとの観点から、AED（自動体外式除細動器）の整備を推進し、その使用方法及び保守点検についての講習会等を実施する。



船員健康管理手帳



6. パワーハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保

第11次船員災害防止基本計画の策定にあたり行ったアンケート調査では、船員からパワーハラスメントに関する相談を受けたことがある事業者は全体の19%、メンタルヘルスに関しては、16%であった。

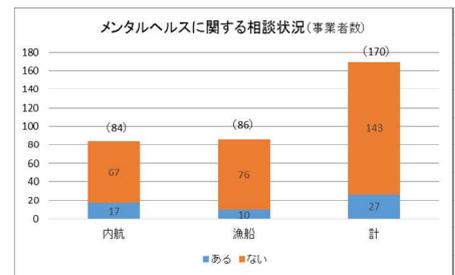
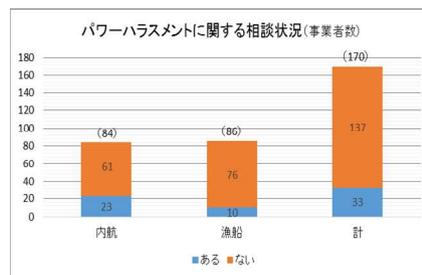
パワーハラスメントの防止対策としては、パワーハラスメントに関する会社の方針や取組について周知・啓発を実施する等事業者自らが職場からパワーハラスメントを無くすことを明確に示すことが重要であり、相談窓口の設置や研修の実施等に努める。

また、躁鬱病等の気分障害、ストレス関連障害や神経症性障害等神経症の発生件数は、平成28年度は15人で、そのうち若年船員（～29歳）は8人となっている。

若年船員の確保・育成を進めるためには、若年者に魅力ある職場づくりが不可欠であり、船内におけるメンタルヘルスケアに積極的に取り組む必要がある。

このため、講習会・セミナー等の受講や関係資料を配布するほか、船内安全衛生委員会の活用や相談窓口の設置を図り、船員からメンタルヘルスの相談を受けた場合は、医療機関での受診を促し下船させ、陸上の担当者による面談等を実施する。

なお、船員災害防止協会は、船員労働安全衛生月間の衛生講習会等においてメンタルヘルスケアの周知・啓発に努める。



(参考)

一般財団法人 運輸振興協会「こころの健康自己チェック」

<http://www.transport-pf.or.jp/mhc/pc>

7. その他の安全衛生対策

外国人船員に係る安全衛生対策の推進

外国人船員との混乗が進展している中で、言葉の違いによる意思伝達や指示の行き違い、あるいは習慣等の相違等に起因する死傷災害を防止するため、外国人船員とのコミュニケーションの充実に努める。

特に、外国人船員に対する船員法等関係法令の周知、安全衛生教育の徹底を図るとともに、外国語による安全作業マニュアルの活用、作業基準の見直し、外国語による危険等に関する標示、レクリエーション設備や相談体制の整備等の安全衛生対策を推進する。



船員安全手帳
SEAFARER'S SAFETY BOOK



訓練手引書
SOLAS TRAINING MANUAL



船員労働安全衛生規則(和英対訳)
Regulations for Labour Safety
Health of Seafarers



IV その他船員災害の防止に関し重要な事項

1. 船員労働災害防止優良事業者認定制度の推進

船舶所有者等関係者による船員の労働災害防止に必要な自主的な取組の促進を図るため、引き続き船員労働災害防止優良事業者認定制度の推進を図る。



船員労働災害防止優良事業者
(平成30年1月現在)



級別	認定事業者数	業種別(内訳)				
		外航	内航	旅客船	漁船	その他
1級	91	2	35	23	0	31
2級	40	0	20	8	0	12

2. 船員安全・労働環境取組大賞(略称SSS)選定制度の実施

船舶所有者、船員及びその関係者を対象に、他社の模範となる安全で労働環境が充実した取組を「船員安全・労働環境取組大賞」又は「特別賞」として選定し表彰を行う。

また、受賞した取組をベスト・プラクティクス集にまとめ、国土交通省HP等で広く公表する。



3. 船員労働安全衛生月間の実施

9月1日から30日までを船員労働安全衛生月間として、集中的に船員を始め関係者の安全衛生意識の高揚、災害防止対策の推進等を目指した取組を行う。

また、引き続き船員家族も参加できる講習、「目に、耳に訴える」分かりやすい講習、保護具の展示・相談を実施する。

船員労働安全衛生月間	主な活動実績(平成29年度)
安全衛生に関する訪船指導	1,521(隻)
船員災害防止大会等の開催	78(箇所)
参加人数	4,272(人)
無料健康相談所の開設	114(箇所)
受診人数	765(人)



4. 船員災害防止協会の事業の充実及び効率化等

船員災害防止協会は、会員が船員の安全の確保及び船内衛生の向上のための対策を自主的に推進し、船員災害を防止するため、ホームページや頒布品、**機関誌**等による的確な情報の提供や指導助言等を通じて、会員の安全衛生の取組に関する啓蒙・支援等を行い、常に会員ニーズの把握に勤め、会員サービスの質的向上を図り、会員の増加に向けた活動に積極的に取り組むとともに、効率的な協会運営に努める。



会員は、協会の本部及び支部とのより密接な関係を構築し、協会活動に参画し、事業の活性化に積極的に関与することにより、自主的な船員災害防止活動への取組を強化するよう努める。

また、船員災害防止には事業者の自主的な活動が重要であり、船員災害防止協会の指導等を活用した取組が効果的であることから、国など関係者は、協会への加入が促進されるよう協力する。